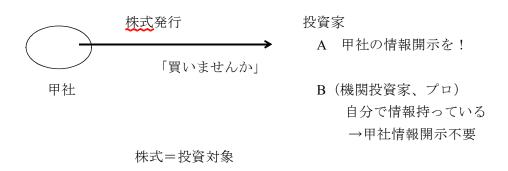
金融証券取引法補助レジュメ

原則:投資家の保護⇒情報開示

例外:開示しなくても投資家を害さない⇒情報開示、不要

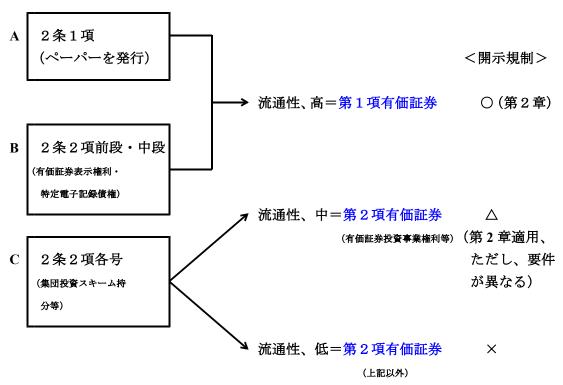
例外の例外:脱法行為⇒原則に戻り情報開示



「有価証券」にあたれば、金融商品取引法が適用される。

もっとも、**金融商品取引法上の「有価証券」は**、商法上・手形法上の有価証券(倉庫証券・約束手形など)とは異なり、**投資の対象となるもの**である。具体的には、金商法2条に規定がある。

<金融商品取引法の有価証券>

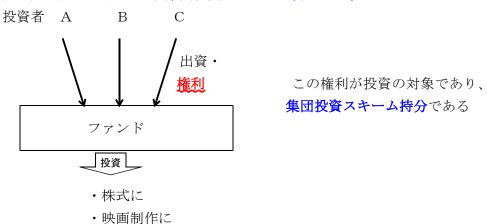


BおよびCは「有価証券とみなす」(2条)との記載から、みなし有価証券ともよばれる。

Aとしては株券・新株予約権証券、Bとしては株式・新株予約権をイメージすればよい。

<集団投資スキーム持分>

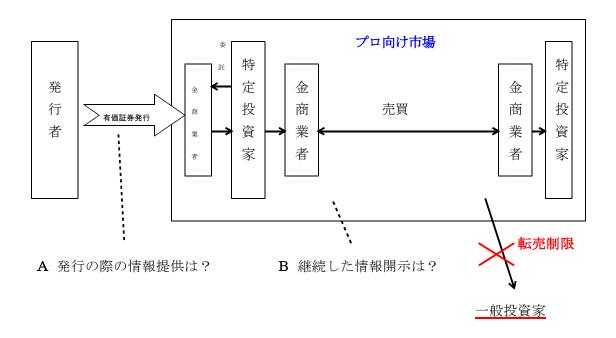
*2項2号各号の中で重要なのは、集団投資スキーム持分である。



なお、投資対象が株式のようなファンドに対する持分(主として有価証券投資 事業を行う集団投資スキームの持分)を特に**有価証券投資事業権利等**という。

<特定投資家私募(特定投資家向け取得勧誘)>

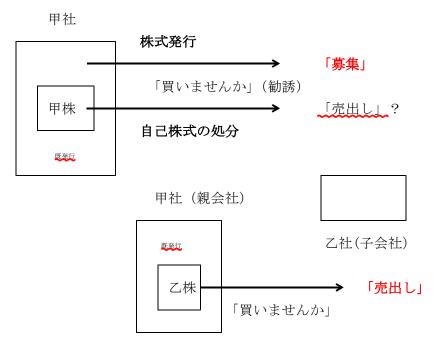
(参考) 特定投資家とは、適格機関投資家、国及び日本銀行などであり、一定の要件 を満たす個人も移行手続を踏めば特定投資家に移行できる(2 条 31 項参照)。特定 投資家の方が適格機関投資家よりも広い概念であることに注意を!



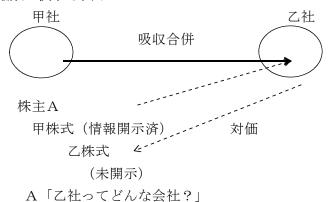
特定投資家向け取得勧誘の場合は、A**発行開示義務**(有価証券届出書等の提出)や B**継続開示義務**(有価証券報告書等の提出)は<mark>免除</mark>される。

しかし、特定投資家向け取得勧誘の場合は適格機関投資家向け取得勧誘とは異なり、 その相手方はプロ中のプロばかりではないので、A・Bともに、**簡素な情報提供・公** 表が予定されている。すなわち、最小限の**特定証券情報等**の提供・公表は内閣府令で 定め、その他は取引所の規則に委ねた(117条の2第2項2号)

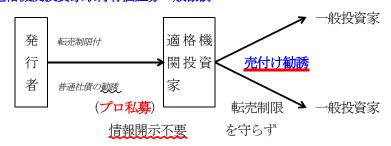
<売出し>



<組織再編成に関する開示>



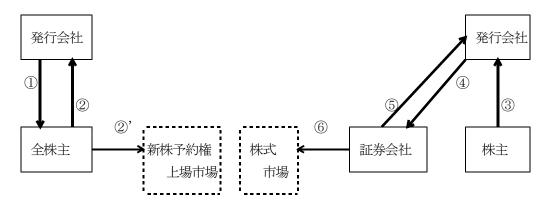
(参) 適格機関投資家取得有価証券一般勧誘



発行者に届出義務が課せられるのは、募集または売出しの場合だけではない。適格機 関投資家が「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」に該当する取得の勧誘を行う場合に も、発行者の届出義務が生じる(4条2項)。ただし、勧誘の対象となる有価証券につい てすでに開示が行われている場合には、発行者の届出義務は免除される(同項ただし書)。

<ライツ・オファリング (新株予約権無償割当てによる増資) >

(背景) 従来増資のために行われてきた第三者割当て・公募では、既存株主の持分比率が大幅 に低下するとの批判が強かったため。

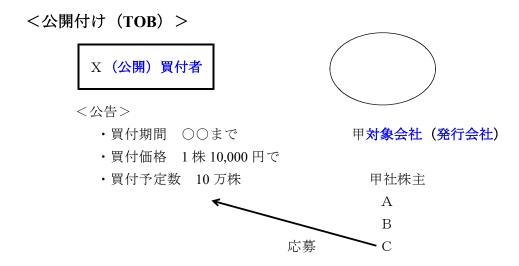


①全株主に対して、新株予約権の無償割当て

→「有価証券」の募集にあたり、全株主に対する目論見書の作成・交付

→負担→そこで(*)

- ②新株予約権を行使・払込(会社は資金調達に)
- ②' 払込ができない株主は、新株予約権を市場で売却。あるいは、
- ③会社は新株予約権を取得条項により有償で取得
- ④会社は取得した新株予約権を証券会社に売却
- ⑤証券会社は新株予約権を行使・払込(会社は資金調達に)
- ⑥証券会社は、取得した株式を市場へ売却
- (*) <mark>目論見書の作成・交付、不要に</mark>。その代わり、有価証券届出書等の提出がなされた旨の情報を日刊新聞紙に掲載することを要求(13条1項ただし書、15条2項3号)。



<株券等の大量保有(5%ルール)>



Xファンド(_{甲株5%保有})

甲社

「甲子園球場、売却したらいいのに」と提案

投資家A

「Xファンドの保有目的は?」「何%保有しているの?」「Xファンドの資金はどこから?」